

再生可能エネルギー電力導入への取組みを支援します！

自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金



再生可能エネルギー電力導入支援

チラシ有効期間 2024.4.1~2025.3.31

補助対象者

以下の①～⑤全てに
該当する方

- ①中小企業者で、柏崎市内に本社又は主たる事業所を有する方
- ②市内事業所で使用する電力の一部又は全部について再生可能エネルギー電力を導入している方
- ③1年以上の事業実績を有する方
- ④同一の事業内容において国、県、他の市町村その他公共的団体等による他の補助金等を受けていない方
- ⑤市税を滞納していない方

補助対象事業

補助対象	令和6(2024)年4月分から同年12月分までの電気料金のうち A：再生可能エネルギー電力導入に伴う加算料金 B：電力量料金 ※消費税および地方消費税を除く。
補助率	補助対象Aの4分の3 ※1,000円未満切り捨て
補助限度額	300万円 ※補助対象Aが補助限度額に満たない場合は、上限300万円以内で、 補助対象Aと同額の電力量料金（補助対象B）を加算できます。

※年間電気料のケース別補助内容はチラシ裏面をご覧ください。

申請方法

以下の書類を揃えて提出してください。
(交付申請書兼実績報告書は市ホームページよりダウンロードできます。)

- ①柏崎市自動車・環境エネルギー産業等新分野展開支援補助金交付申請書兼実績報告書
- ②市内事業所において再生可能エネルギー電力を導入していることを証する書類の写し（電力契約書等）
- ③補助の対象となる経費の金額及びその支払いを確認できる書類の写し
(電気料金の明細及び領収書等の支払を証する書類等)
- ④市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類（登記簿謄本等）
- ⑤市税完納証明書

申請期間

令和7(2025)年1月1日から3月31日まで

※年度内に1回までの申請となりますので対象期間分をまとめて申請してください。

(柏崎市HP)



様式ダウンロード

提出先

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号

柏崎市産業振興部ものづくり振興課

TEL : 0257-21-2326

MAIL:monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp

自家消費用太陽光発電設備の導入をお考えの中小企業者の皆様

市では専門アドバイザーと協力して、設置場所や補助金申請のポイントなど導入に向けたアドバイス事業をしております。ぜひご相談ください。

担当：柏崎市市民生活部環境課環境政策係

TEL : 0257-21-2312 MAIL : kankyoseisaku@city.kashiwazaki.lg.jp

年間電気料のケース別補助内容

事例① 再エネ電力導入加算分（補助対象A）の一部のみを補助するケース

	基本料金	電力量料金 (補助対象B)	再エネ電力 導入加算分 (補助対象A)	合計
再エネ電力導入後の 年間電気料①	9,600,000円	+ 150,000,000円	+ 4,500,000円	= 164,100,000円
市の補助金額②	0円	+ 0円	+ 3,000,000円	= 3,000,000円
差引年間電気料 ① - ②	9,600,000円	+ 150,000,000円	+ 1,500,000円	= 161,100,000円

補助対象Aのみで上限300万円に達するため補助対象Bなし

補助率 3/4

3,375,000円

上限300万円を超えるため上限額

事例② 再エネ電力導入加算分（補助対象A）とそれと同額の電力量料金（補助対象B）を補助するケース

	基本料金	電力量料金 (補助対象B)	再エネ電力 導入加算分 (補助対象A)	合計
再エネ電力導入後の 年間電気料①	4,800,000円	+ 7,200,000円	+ 360,000円	= 12,360,000円
市の補助金額②	0円	+ 270,000円	+ 270,000円	= 540,000円
差引年間電気料 ① - ②	4,800,000円	+ 6,930,000円	+ 90,000円	= 11,820,000円

補助対象Aと同額の補助対象B

補助率 3/4

上限300万円

事例③ 再エネ電力導入加算分（補助対象A）とそれ以下の額の電力量料金（補助対象B）を補助するケース

	基本料金	電力量料金 (補助対象B)	再エネ電力 導入加算分 (補助対象A)	合計
再エネ電力導入後の 年間電気料①	6,000,000円	+ 100,000,000円	+ 2,500,000円	= 108,500,000円
市の補助金額②	0円	+ 1,125,000円	+ 1,875,000円	= 3,000,000円
差引年間電気料 ① - ②	6,000,000円	+ 98,875,000円	+ 625,000円	= 105,500,000円

補助上限300万円以内で補助対象Aを上限とした補助対象B

補助率 3/4

上限300万円